

保育所等での医療的ケア児等の支援に関するガイドライン

令和5年6月

八女市 子育て支援課

目次

■ 1. ガイドラインの趣旨・目的	1
■ 2. 医療的ケア児等の受け入れに関する基本的な考え方	1
■ 3. 保育所等において行うことができる医療的ケア等の概要	1
■ 4. 関係機関等との連携体制の整備	4
■ 5. 受け入れに際しての確認・調整事項	4
■ 6. 保育支援計画の策定	4
■ 7. 医療との連携	5
■ 8. 保護者等との協力・理解	5
■ 9. 医療的ケア児等の受け入れまでの流れ	6

様式

＜様式 1＞ 医療的ケア等に関する意見書・指示書

＜様式 2＞ 医療的ケア等・保育についての確認及び同意書

＜参考様式＞ 医療的ケア児等に係る保育支援計画

■ 1. ガイドラインの趣旨・目的

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケア等^(注1)を必要としている子どもの数は年々増えており、医療的ケア児等^(注2)の保育ニーズが高まっています。

本ガイドラインは、保育所をはじめとする特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）での医療的ケア児等の受け入れにあたり必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、八女市における保育所等での医療的ケア児等の円滑な受け入れ及び支援を図ることを目的とするものです。

本ガイドラインに記載のない部分については、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン（令和3年3月）」（保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）及び関係する国・県通知等を参酌するものとします。

（注1）「医療的ケア等」…「医療的ケア等」とは、喀痰吸引（口腔・鼻腔内）、喀痰吸引（気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう・腸ろう）、経管栄養（経鼻）、導尿、インスリン注射、その他医行為である①「医療的ケア」及び②「医師の指示書等に基づく保育支援」とします。

（注2）「医療的ケア児等」…「医療的ケア児」の定義について、法律などにより明確に定められたものではありません。そのため、本ガイドラインにおける「医療的ケア児等」とは、①「日常生活を営むために医療を要する状態にある乳幼児」及び②「医療的ケアは必要ないが障がい等のため、保育の実施にあたり医師の指示を要する乳幼児」とします。

■ 2. 医療的ケア児等の受け入れに関する基本的な考え方

保育所等は生活を基盤とした子どもとの関わりの場であり、保育を通じて、子ども一人ひとりの心身ともに健やかな成長と発達を保障することが求められています。医療的ケア児等においても、他の子どもと同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供することが重要であり、適切かつ安全に医療的ケア等を提供することはもちろん、まわりの子どもとの関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を整えることが必要です。また、医療的ケア等の提供のために、衛生的な環境や安全確保の観点から、一定のスペースを確保する必要がある場合があり、保育室等の面積基準を確保できるよう、環境整備や受け入れクラスの調整等を行う必要があります。また、医療的ケア児等を含むすべての子ども一人ひとりの育ちを保障するため、集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう、保育を提供することが重要であると考えます。

■ 3. 保育所等において行うことができる医療的ケア等の概要

（1）保育士等が対応できる医療的ケア等

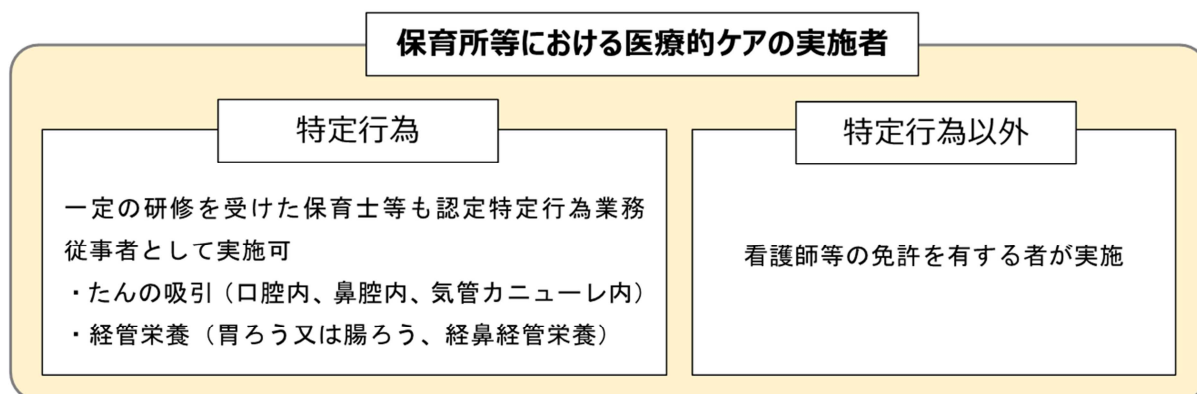
医行為とは「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」とされ、医師法第17条により、医師以外の者は医行為を反復継続する意思をもって行ってはならないとされています。（看護師は、医師の指示のもと医行為の一部を実施。）しかし、平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修（喀痰吸引等研修、参考資料2参照）を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が（以下「認定特定行為業務従事者」という。）、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施

できるようになりました。この制度改正を受け、保育士等についても、特定の医療的ケアについては法律に基づいて実施することが可能となりました。介護福祉士及び喀痰吸引等研修において一定の研修を受け、認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者は、①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内の喀痰吸引、④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養、の5つを実施できます。また、医師の指示書等に基づく保育支援を行います。

（２）看護師が対応できる医療的ケア等

看護師は医師の指示のもと、医療的ケアを実施します。なお、気管カニューレの事故抜去等の緊急時であってすぐに医師の治療・指示を受けることが困難な場合においては、対応後速やかに医師に報告することを条件として、医師の指示がなくても看護師が臨時応急の手当てとして再挿入することが認められています（平成30年3月16日厚生労働省医政看発0316第1号）。また、医師の指示書等に基づく保育支援を行います。

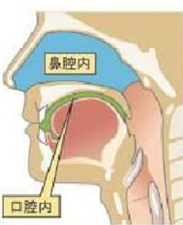
▶ 医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲



▶ 特定行為の具体的内容

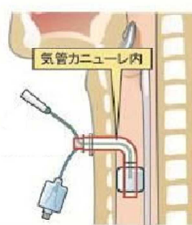
喀痰吸引（たんの吸引）
 ・筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



・ たんの吸引は咽頭の手前までを限度とする。
 ・ たんの吸引が必要な頻度は、常時必要な場合や、食事前や寝る前だけ必要な場合など、一人ひとりによって異なる。

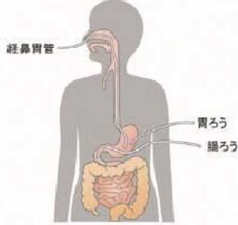
③気管カニューレ内



・ たんの吸引は気管カニューレ内に限る。

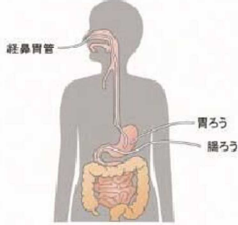
経管栄養
 ・ 摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



・ 経管栄養のうち、最も多く利用されているのが経鼻経管栄養である。胃ろう・腸ろうの場合は喉に留置しないことで、身体的な負担が少ないという利点がある。
 ・ 胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されているかどうかの確認が重要であり、当該確認は、看護師等が行う。

⑤経鼻経管栄養



※厚生労働省「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日社援発1111号厚生労働省社会・援護局通知）及び文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」資料をもとに作成。

▶ 医療的ケアの概要

医療的ケア	概要
経管栄養	・自分の口から食事を取れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法。
服薬管理	・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行う。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図る。
吸引	・痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをする。吸引は、本人にとって決して楽なものではないが、痰や唾液を取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防するために必要。
導尿	・排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿するもの。 ・子どもの場合、成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もある。その場合でも、身体介助や清潔操作の介助が必要になる場合があるが、その際の介助は医行為には当たらない。
酸素療法（在宅酸素療法）の管理	・呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補う。
気管切開部の管理	・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ周辺の管理を行う。
吸入	・呼吸器系の疾患を持つ患者が薬剤の吸入をしたり、スチームの吸入をしたりする。
人工呼吸器の管理	・人工呼吸器（肺を出入りする空気の流れを補助するために用いる機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素化（酸素が血液に取り込まれること）の改善、呼吸仕事量（呼吸のために呼吸筋群が行う仕事量）の軽減を図るもの。）の動作確認や設定等の管理を行う。
インスリン注射（皮下注射の管理を含む）	・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的なものは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補う。
人工肛門（ストーマ）	・病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排便のルートを作るもの。 ・装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。 ・人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医行為には当たらない。

■ 4. 関係機関等との連携体制の整備

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市区町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

八女市においても「医療的ケア児等検討部会」等を設け、医療的ケア児等を保育所等で受け入れるにあたっての関係機関の課題共有と解決に向けた検討が行える体制を構築していくよう努めるものとします。

医療的ケア児等を受け入れる場合には、保護者や主治医、その他医療関係者、関係機関等と連携しながら、医療的ケア児等の保育支援計画の策定、医療的ケア等に関する個別のケアマニュアル等の作成、緊急時の対応、医療的ケア児等とまわりの子どもの安全確保、保護者からの相談等に対応するよう努めるものとします。

■ 5. 受け入れに際しての確認・調整事項

保育所等での医療的ケア等の実施に関しては、主治医から指示書等の書面により指示を得ることとします。主治医からの指示書等については、原則として医療的ケア等が必要な乳幼児の保護者が八女市に提出するものとし、場合によっては、当該乳幼児の受診のタイミングに合わせて主治医を訪問し、必要な情報について入手するとともに、医療的ケア等の具体的な方法について指導を受けるものとします。

(確認事項)

- ・ 医療的ケア等の範囲、手順
- ・ 医療的ケア等の実施者
- ・ 看護師、保育士等と保護者等の役割分担
- ・ 医療的ケア等のために必要な環境整備（スペース、衛生管理等）
- ・ 必要な物品の用意・管理方法
- ・ 廃棄物の取扱い
- ・ 保育所等の外部での活動時の対応
- ・ 安全確保策
- ・ 緊急、災害時の対応、連絡先
- ・ 医療的ケア等の担当者不在の際の対応

なお、遠足など保育所等の外部での活動に際しては、保育所等内に比較してリスクが大きいことから、看護師や研修を受けた保育士等が付き添う、緊急時の連携体制を確保しておくなど、安全確保措置を十分に講じる必要がある。

急な体調不良、事故発生時等の緊急連絡先、連絡の手順、対応方法については、主治医からの指示の内容を踏まえ、保護者との間であらかじめ相談し、取り決めた内容を文書にて取り交わすことが必要となる。

■ 6. 保育支援計画の策定

医療的ケア児等の受け入れを行う保育所等は、保育計画の中に、医療的ケア等の内容も含めた保育支援計画を盛り込み、医療的ケア等の状況も踏まえた保育を計画することとします。その際は、主治医等からの指示の内容も十分踏まえることとします。

また、保育支援計画の内容については、保護者と共有し同意を得ることとし、保護者を通じて主治医や療育施設に確認を得るなど、必要に応じて、専門的見地からも問題がないかどうか確認するよう努めるものとします。

やむを得ず医療的ケア等が実施できない場合（看護師等の欠勤等）の対応についてもあらかじめ関係者で確認し、保護者の同意を得ることとします。

保育所等は、医療的ケア等の実施に関し、損害賠償保険に加入するなど、万が一に備えた措置を講ずることを原則とします。

■ 7. 医療との連携

医療的ケア等の安全かつ適正な実施にあたっては医療との連携が不可欠です。医療的ケア児等の受け入れまでの各段階において、医師等の医療従事者や当該児童の主治医の意見が得られるよう、連携体制を確保するよう努めるものとします。

また、主治医に対しては、保護者の同意のもと、次の内容について協力を依頼するよう努めるものとします。その際は、保護者を通じて、あるいは保護者の同意のもと、当該児童の主治医の受診時に同行するなどして、八女市における医療的ケア児等の受け入れに関する方針や、保育所等における生活や環境等について十分に情報提供した上で、主治医の協力を求めるよう努めるものとします。

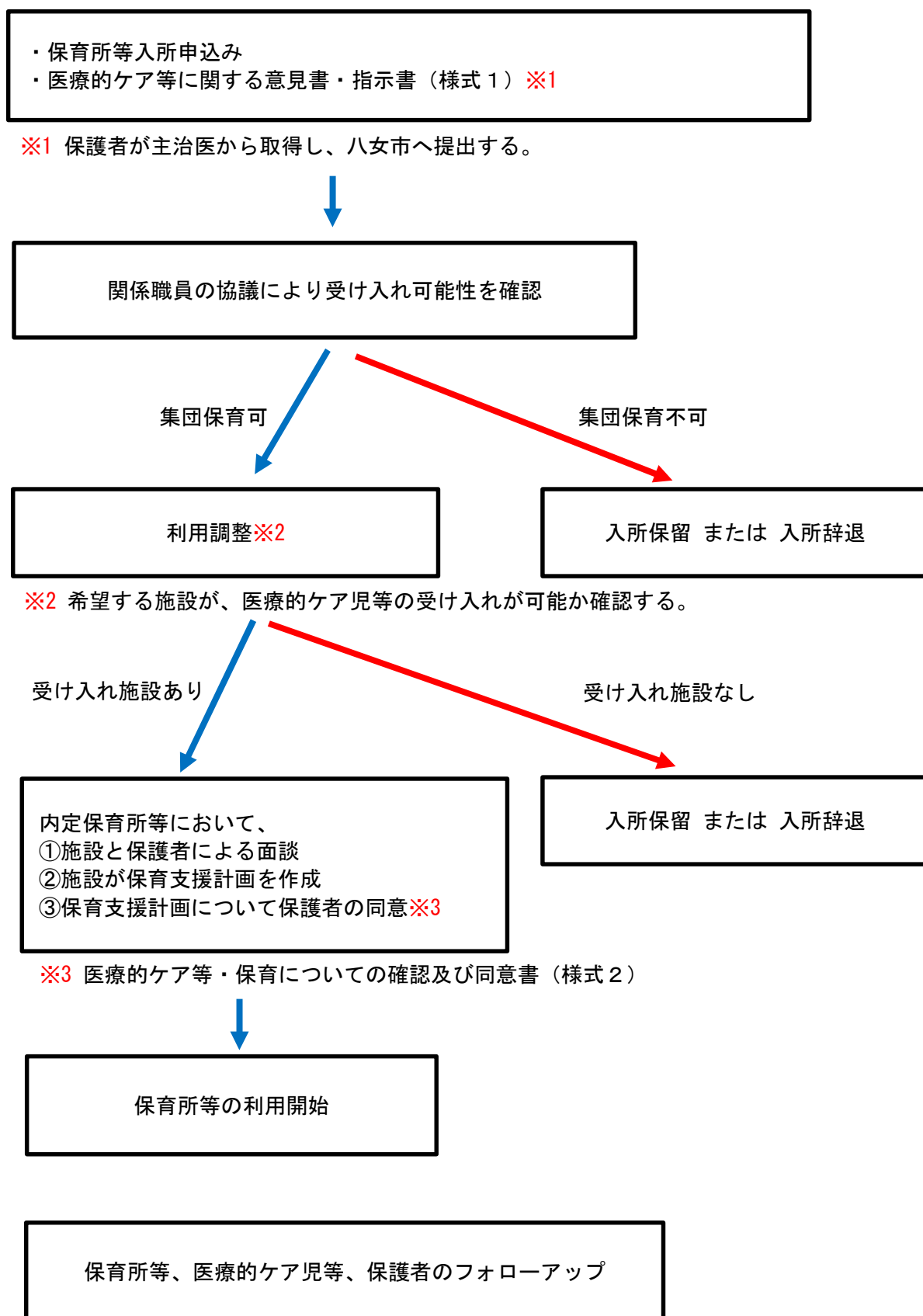
- ・ 集団生活の可否や医療的ケア等への対応に対する意見
- ・ 医療的ケア等の実施に関する指示書
- ・ 保育支援計画の内容の確認、変更に関する指示
- ・ その他必要な事項

■ 8. 保護者等との協力・理解

保育所等における医療的ケア等の実施には保護者の理解や協力が不可欠です。受け入れ可能性の検討や医療的ケア等の実施に向けて、以下に挙げる項目その他必要な事項について、あらかじめ保護者に対して丁寧に説明し、理解・協力が得られるよう十分なコミュニケーションを図ることとします。

- ・ 集団生活の可否や医療的ケア等への対応について検討するために、子どもの状況等に関する情報提供や面談等に協力すること
- ・ 日々の健康状態について保育所等に伝達すること
- ・ 保育所等における医療的ケア等の実施状況や子どもの様子について十分に情報共有すること
- ・ 医療的ケア等の内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は速やかに保育所等に伝達すること
- ・ 看護師の不在等により保育所等での医療的ケア等が実施できない場合があること
- ・ 緊急時の連絡手段を確保すること
- ・ 入所後、必要に応じて物品や費用の負担について調整があり得ること

■ 9. 医療的ケア児等の受け入れまでの流れ



医療的ケア等に関する 意見書 ・ 指示書

■ 1. 医療的ケア等に関する意見書（保育所等の利用の適・否に関する意見書）

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童名			
診断名		受診状況	☐ 受診の状況（ か月おき） ☐ 検査入院（ 有・無 ） ☐ 不定期
アレルギー の有無	アレルゲン（ ） ☐ 無 ・ ☐ 有 症 状（ ） 注 意 事 項（ ）		
現在の状況（症 状・治療・状態）			
呼吸状態			
摂食・嚥下の状況	・経口摂取の可否 ☐ 可 ・ ☐ 一部可 ・ ☐ 不可 ・誤嚥の有無 ☐ 有 ・ ☐ 無 ・食形態（ ） ※ ペースト食・半流動食・すりつぶし食・普通食 など具体的に記入をお願いします。		
保育所等の利用	☐ 適 ・ ☐ 否		

■ 2. 保育所等で実施する医療的ケア等に関する指示書（上記の「保育所等の利用」が「適」の場合にご記入ください。）

実施する医療的ケア等	☐ 吸引（ ☐ 鼻腔内 ・ ☐ 口腔内 ・ ☐ 気管カニューレ等） ☐ 経管栄養（ ☐ 経鼻 ・ ☐ 経口 ・ ☐ 胃ろう） ☐ 人工肛門の排泄物の処理 ☐ その他（ ）
医療的ケア等の回数、頻度等	
医療的ケア等にあたっての留意事項	
保育にあたっての留意事項	
緊急・災害時の対応	
緊急搬送先医療機関名	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名：

住 所：

電話番号：

醫師名：

印

医療的ケア等・保育についての確認及び同意書

様の保育に関し、下記の該当項目 □に✓をご記入いただき、ご確認及び同意をお願いします。

■ 1. 看護師・保育士が実施する医療的ケア等について

- ☐ 吸引（☐ 鼻腔内 ・ ☐ 口腔内 ・ ☐ 気管カニューレ等）
☐ 経管栄養（☐ 経鼻 ・ ☐ 経口 ・ ☐ 胃ろう）
☐ 人工肛門の排泄物の処理
☐ その他（ ）

■ 2. 主治医からの指示書等について（「医療的ケア等に関する意見書・指示書」、「保育支援計画」を提示）

- ☐ 「医療的ケア等に関する意見書・指示書」を確認しました。
☐ 「保育支援計画」を確認しました。

■ 3. 当園嘱託医との連携について

- ☐ 主治医（ ）と当園嘱託医である（ ）（医師）との連携
 にご協力ください。

■ 4. 医療的ケア等に関わる物品について

- ☐ 医療的ケア等に関わる物品は、全て保護者をご準備ください。また、使用した物品は返却しますので洗浄・消毒等をお願いします。

■ 5. 緊急・災害時等の対応について

- ☐ 「医療的ケア等に関する意見書・指示書」及び「保育支援計画」に基づき適切に保育を行う場合であっても、体調の急変等により対象児童の生命に危険が及ぶ状況があることを理解します。

■ 6. 緊急連絡先について

①氏名 _____ 児童からみた続柄 _____ 電話番号 _____
 ②氏名 _____ 児童からみた続柄 _____ 電話番号 _____
 ③氏名 _____ 児童からみた続柄 _____ 電話番号 _____

上記について、説明を受けた内容を確認し、同意します。

令和 年 月 日

児 童 名 _____
 保護者氏名 _____ 印
 _____ 印

施 設 名 _____
 施 設 長 _____ 印

専任看護師・専任保育士 _____

医療的ケア児等に係る保育支援計画

■ 対象児童の状況

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童名			
住所		クラス	歳児クラス（ 組）
アレルギーの有無	アレルゲン（ ） ☐ 無 ・ ☐ 有 症 状（ ） 注 意 事 項（ ）		
現在の状況（症状・治療・状態）			
呼吸状態			
摂食・嚥下の状況	・経口摂取の可否 ☐ 可 ・ ☐ 一部可 ・ ☐ 不可 ・誤嚥の有無 ☐ 有 ・ ☐ 無 ・食形態（ ） ※ ペースト食・半流動食・すりつぶし食・普通食 など具体的に記入をお願いします。		

■ 医療的ケア等の実施計画（「医療的ケア等に関する意見書・指示書」の写しを保管します。）

診断名	
実施する医療的ケア等	☐ 吸引（ ☐ 鼻腔内 ・ ☐ 口腔内 ・ ☐ 気管カニューレ等） ☐ 経管栄養（ ☐ 経鼻 ・ ☐ 経口 ・ ☐ 胃ろう） ☐ 人工肛門の排泄物の処理 ☐ その他（ ）
医療的ケア等の開始時期	年 月 日から
専任看護師等	氏名（職種： ☐ 看護師 ・ ☐ 保育士）
医療的ケア等の回数、頻度等	
医療的ケア等にあたっての留意事項	
保育にあたっての留意事項	
緊急・災害時の対応	
緊急搬送先医療機関名	
専任看護師等が不在の場合の対応	

入所施設名：